

新型コロナウイルス感染症対策特別号

発行・編集 鋸南町役場総務企画課 〒299-2192安房郡鋸南町下佐久間3458 TEL0470-55-2111

町長メッセージ

4月7日に発令された緊急事態宣言は、5月25日に解除されました。

町民の皆様や事業所の皆様には、約1か月半にわたって外出自粛や休業要請などにご協力をいただき深く感謝申し上げます。

しかし、私たちの生活から新型コロナウイルスの脅威が完全に消え去ったわけではなく、今後も長期化していくことが予想されます。

そのため、引き続き咳エチケットや手洗いなどの感染症予防対策に努めていただくとともに、3つの密（密集、密接、密閉）を避け、「新しい生活様式」の定着に取り組んでいただくことをお願いいたします。

今後も感染予防と経済活動の両立に向けて、町民の皆様、事業者の皆様とともに感染症対策に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

鋸南町長 白石 浩和

目次

- 生活を支えるための支援策……………2
 - 特別定額給付金 ○地域商品券
 - 子育て応援給付金 ○子育て世帯への臨時特別給付金
 - 水道料金の基本料金免除 ○傷病手当金
 - 緊急小口資金・総合支援資金の貸付
 - 税・保険・年金に関する支援制度
 - 公共料金などの支払いが困難なとき
- 中小企業・個人事業主への支援策……………4
 - 持続化給付金 ○千葉県中小企業再建支援金
 - 中小企業等事業継続支援金 ○農業者・漁業者事業継続支援金
 - 固定資産税の軽減措置
- イベントの予定・けんしんの予定……………5
 - 「新しい生活様式」の実践について……………6
 - 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント……………7
 - 災害時における避難について……………8

この特別号は、新型コロナウイルス感染症の支援策や新しい生活様式などについて、町民の皆さんに広く周知することを目的に作成しましたので、ぜひご覧ください。

掲載している情報は6月15日時点のものです。最新の情報はニュースやインターネットなどで確認してください。

新型コロナウイルス感染症 相談の目安が変更されました

次のいずれかに該当する場合は、千葉県が設置する「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。）

- 妊娠中の方へ

妊娠中の方は、念のため、早めにご相談ください。
- お子さんをお持ちの方へ

小児は、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。
- <帰国者・接触者相談センター>

安房健康福祉センター（安房保健所）
☎0470-22-4511（代表）【平日9:00～17:00】
- <一般的な問合せ>

千葉県電話相談窓口
☎0570-200-613【全日24時間対応】

生活を支えるための支援策

特別定額給付金

緊急経済対策として、1人につき10万円が給付されます。

対象者／令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方

受給権者／対象者の属する世帯の世帯主

給付額／1人につき10万円

申請方法／郵送又はオンライン申請

申請期限／8月20日

振込時期／申請受付から概ね2週間後を目安に振込みます。振込予定日は通知しませんので通帳記帳をご確認ください。

問合せ先／税務住民課住民保険室 ☎55-2112

独自支援

子育て応援給付金

子育て世帯を支援するため、町独自の給付金を支給します。

対象者／令和2年4月1日時点で

町内在住の中学生以下の子ども

給付額／1人につき1万円

給付方法／口座振込

申請方法／申請書を提出してください。なお、申請書は対象者の保護者あてに発送しています。

申請期間／令和2年9月30日まで

申請窓口／保健福祉課福祉支援室

※郵送での申請も可

問合せ先／保健福祉課福祉支援室 ☎50-1172



独自支援

水道料金の基本料金免除

5月使用分から7月使用分までの水道の基本料金を免除します。

対象者／鋸南町水道事業と給水契約をしている世帯及び事業者

免除方法／水道料金から基本料金を差し引いた金額を請求

問合せ先／建設水道課水道室 ☎55-3569

傷病手当金

国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している方が、感染症に感染（感染の疑い）のため、仕事を休み、その間の給与が受けられない場合に、傷病手当金を支給します。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先／税務住民課住民保険室 ☎55-2112

独自支援

地域商品券

落ち込んだ地域経済の活性化及び町民の消費活動の支援を図るため商品券を配布します。

対象者／令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている方

配布金額／1人あたり5,000円分

(1,000円券×2枚、500円券×6枚)

配布方法／7月下旬に世帯主あてに郵送

使用期間／令和2年8月1日～12月31日（予定）

使用場所／商品券配布時に取扱店を同封

※町ホームページにも掲載

問合せ先／地域振興課まちづくり推進室 ☎55-1560

商品券

子育て世帯への臨時特別給付金

感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するために、臨時特別給付金を給付します。

公務員以外の方にはすでに給付をしていますが、公務員の方は申請が必要です。

対象者／児童手当（本則給付）の令和2年4月分（3月分含む）の対象となる児童

給付額／1人につき1万円

給付方法／口座振込

申請方法（公務員の方）／申請書は勤務先（所属庁）から配布されますので、勤務先（所属庁）に児童手当受給の証明を受けた上で、提出してください。

問合せ先／保健福祉課福祉支援室 ☎50-1172

小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

支給額／1日あたり4,100円（令和2年4月1日以降は、1日あたり7,500円）

適用日／令和2年2月27日～9月30日

申請期間／令和2年12月28日まで

問合せ先／学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999



住宅確保給付金

離職・廃業後2年以内又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方に家賃相当額（住宅扶助特別基準額が上限）を家主（不動産業者など）に支給します。

問合せ先／社会福祉法人太陽会ひだまり ☎28-5667

学生支援緊急給付金

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対して、10万円（うち住民税非課税世帯の場合20万円）を支給します。

申込・問合せ先／各大学等の窓口

緊急小口資金・総合支援資金の貸付

千葉県社会福祉協議会では、感染症の影響を受け、休業等により収入が減少された方に対して資金の貸付を行っています。

緊急小口資金（特例貸付）／「休業」などで収入が減少し一時的な資金が必要な人は最大で20万円以内を無利子・無担保で借りられます。

問合せ先／鋸南町社会福祉協議会 ☎50-1174

総合支援資金（特例貸付）／「失業」などで生活の立て直しが必要な人は、単身世帯は月15万円以内、複数世帯は月20万円以内で原則3か月間、無利子・無担保で借りられます。

税・保険・年金に関する支援制度

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免

感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が、死亡又は重篤な傷病を負った場合や、一定程度の収入の減少が見込まれる方を対象に国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料を減免します。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先／税務住民課住民保険室 ☎55-2112



国民年金保険料の免除

感染症の影響により収入が減少し、所得が相当程度まで下がった場合は、国民年金保険料の免除申請をすることができます。

対象／国民年金第1号被保険者の方で、当年中に見込まれる所得が国民年金保険料免除の基準相当になることが見込まれる方。

※学生も収入が減少した場合、対象となります。

免除される期間／令和2年2月～6月分。7月分以降は改めて申請が必要です。

申請方法／申請書及び所得の申立書を提出してください。申請書などは、郵送又は日本年金機構ホームページから入手できます。

問合せ先／税務住民課住民保険室 ☎55-2112

日本年金機構木更津年金事務所 ☎0438-23-7616

納税が困難な方への徴収猶予の特例制度（無担保・延滞金なし）

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。

また、猶予期間内における途中での納付や分割納付など、状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象者／次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

対象となる地方税／令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する、個人住民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税などほぼすべての税目が対象です。また、既に納期限が過ぎている未納の地方税も、遡って特例を利用することができます。

申請方法／令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請書は、郵送又は町ホームページから入手できます。

※郵送又はeLTAXによる電子申請も可能です。

※原則、納期限ごとの申請となります。（年度分まとめて申請はできません）

問合せ先／税務住民課税務収納室 ☎55-2113

公共料金などの支払いが困難なとき

電気・ガス料金の支払い期限延長

大手電力会社・ガス会社は、料金の支払い期限を2か月延長しています。詳しくは、電力会社やガス会社にご確認ください。

水道料金の支払いの猶予

水道料金の支払いが一時的に困難な方に対し、支払いの猶予に関する相談に応じています。(個人、法人すべてのお客様が対象です)

問合せ先/建設水道課水道室 ☎55-3569

電話料金の支払い期限延長

NTT、KDDI、ソフトバンクの通信大手3社は、2月末以降の支払いとなっている電話料金について、6月末まで支払い期限を延長しています。詳しくは、通信事業者にご相談ください。

NHK受信料の支払いに関する相談

NHKでは、受信料の支払いに関する相談を受ける窓口を開設しています。

問合せ先/NHK千葉放送局 ☎043-203-0700

中小企業・個人事業主への支援策

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を給付します。

対象者/①感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
②中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

※売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比△50%の売上×12ヵ月)

給付額/法人200万円以内 個人事業主100万円以内

問合せ先/持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570

千葉県中小企業再建支援金

感染症の拡大により、大きな影響を受けた中小企業が行う感染症予防対策や営業再開などを支援するため、売上が大きく減少している事業者に対して支援金を給付します。

給付額/最大40万円

受付期間/令和2年8月31日まで

申請方法/オンライン提出又は郵送

*詳しくは「千葉県中小企業再建支援金特設サイト」をご覧ください。

問合せ先/千葉県中小企業再建支援金相談センター

☎0570-04-4894

独自支援 中小企業等事業継続支援金

深刻な影響を受けている中小企業や個人事業主に事業が継続できるよう支援金を給付します。

対象者/町内に主たる事業所を有し、国の持続化給付金並びに千葉県中小企業再建支援金のいずれかもしくは両方の交付決定を受けている方

受付期間/令和2年6月22日～令和3年2月26日

給付額/10万円 (1事業者につき1回限り)

申請窓口/地域振興課まちづくり推進室

※郵送、メールでの申請も可

問合せ先/地域振興課まちづくり推進室 ☎55-1560

独自支援 農業者・漁業者事業継続支援金

深刻な影響を受けている農業者や漁業者に事業が継続できるよう支援金を給付します。

対象者/国の持続化給付金の交付決定を受けている方

受付期間/令和2年6月22日～令和3年2月26日

給付額/10万円 (1事業者につき1回限り)

申請窓口/地域振興課農林水産振興室

※郵送、メールでの申請も可

問合せ先/地域振興課農林水産振興室 ☎55-4805



雇用調整助成金

感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持した場合に、休業手当等の一部を助成します。

なお、新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象となります。

対象者／感染症の影響を受ける事業主

助成額／中小企業4/5（解雇等しなかった場合10/10）

※対象労働者1人1日当たり15,000円が上限

問合せ先／学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999

小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、有給の休暇を取得させた企業を助成します。

支給額／有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

※支給上限は1日あたり8,330円（令和2年4月1日以降に取得した休暇は15,000円）

適用日／令和2年2月27日～9月30日

申請期間／令和2年12月28日まで

問合せ先／学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999

固定資産税の軽減措置

厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又はゼロとします。詳しいことが決まり次第お知らせします。

問合せ先／税務住民課税務収納室 ☎55-2113

イベントの予定

行事名	予定時期	開催可否	問合せ先
勝山地区合同祭礼	7月	中止	—
海水浴場開設	7月	中止	地域振興課まちづくり推進室 ☎55-1560
佐久間地区合同祭礼	8月	中止	—
保田地区合同祭礼	9月	中止	—
鋸南中学校運動会	9月5日	実施予定	教育課教育総務室 ☎55-2120
鋸南小学校運動会	9月13日	実施予定	教育課教育総務室 ☎55-2120
鋸南幼稚園運動会	9月26日	実施予定	教育課教育総務室 ☎55-2120
総合防災訓練	9月	実施予定	総務企画課総務管理室 ☎55-4801

※今後の状況により変更となる場合がありますのでご了承ください。

けんしん（健診・検診）の予定

健診・検診名	予定時期	実施の状況
総合検診（集団）	10/8～10/14	中止
特定健康診査（施設）	8/20～12/18	実施予定
後期高齢者健康診査（施設）		
前立腺がん検診	10/8～10/14	中止
肝炎ウイルス検診	10/8～10/14	中止
胃がん検診（完全予約制）	10/8～10/14	実施予定

問合せ先／保健福祉課健康推進室 ☎50-1172

健診・検診名	予定時期	実施の状況
肺がん検診・結核検診	10/8～10/14	実施予定
大腸がん検診	9/7～9/10	実施予定
骨粗しょう症検診	R3/1/20	実施予定
子宮頸がん検診（施設）	6/1～R3/2/27	実施予定
乳がん検診	6/1～R3/2/27	実施予定
成人歯科検診	R3/3/1～3/31	実施予定

「新しい生活様式」の実践について

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言は、5月25日に解除されましたが、ウイルスへの対応は、長丁場になるといわれています。

これからは日常生活と感染拡大防止対策を両立していかなければなりません。感染拡大を予防するために、「新しい生活様式」を日常生活に取り入れましょう。



(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：(1) 身体的距離の確保、(2) マスクの着用、(3) 手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
 - 会話をしているときは、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時、屋内にいるときや会話をしているときは、症状がなくてもマスクを着用。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。



(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人又は少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合わせは換気とマスク

人との接触を8割減らす、10のポイント

新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大防止のためには、人と人との接触を8割減らすことが重要であるとされています。

新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1. ビデオ通話で**オンライン帰省**
2. スーパーは1人又は**少人数ですいている時間**に
3. ジョギングは**少人数で公園はすいた時間、場所を選ぶ**
4. 待てる買い物は**通販**で
5. 飲み会は**オンライン**で
6. 診療は**遠隔診療**
7. 筋トレやヨガは**自宅で動画を活用**
8. 飲食は**持ち帰り、宅配**も
9. 仕事は**在宅勤務**
10. 会話は**マスク**をつけて



「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

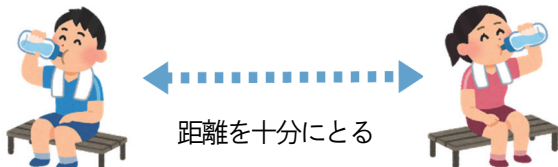
新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに



4 日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪く感じた時は、無理せず自宅で静養



5 暑さに備えた体作りをしましょう

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度



高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

災害時における避難について

災害が発生した場合の避難においては、密集した空間の中での集団生活等により、新型コロナウイルスやインフルエンザをはじめとする感染症のリスクが高まる危険性があります。

「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な場合は、感染リスクを負ってまで避難場所に行く必要はありません。

新型コロナウイルスが終息する前に地震や風水害が起きたらどうなるのか平時の事前準備、災害時の対応を考えておきましょう。

①緊急避難場所と経路の確認

自宅近くのどこに緊急避難場所があるか、事前に確認し、普段から家族で避難場所や連絡方法などを話し合っておきましょう。

自宅が危険な場合も、避難先は町指定の避難場所だけではなくありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えておきましょう。

②情報収集手段の確認

災害時のために、情報を確認できる防災行政無線や防災安心メールなど複数の手段を用意しておきましょう。

<防災安心メールの登録方法>

町ホームページの防災安心メールのページから登録してください。

また、スマートフォンからは次のQRコードでアクセスできます。



③警戒レベルを確認しましょう

警戒レベル	とるべき避難行動等	避難情報等	防災気象情報
町が発令	5 すでに災害が発生している状況のため、命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報※1	氾濫発生情報 大雨特別警報
	4 危険な場所から全員避難 速やかに避難しましょう。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅のより安全な場所へ避難する	避難指示（緊急）※2 避難勧告	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
	3 危険な場所から高齢者等避難 避難に時間を要する人（高齢者・障がいのある人・乳幼児等）とその支援者は避難を開始。その他の人は避難の準備を整える	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報 洪水警報 等
気象庁が発表	2 避難に備え、ハザードマップなどで自らの避難行動を確認する		洪水注意報 大雨注意報
	1 災害への心構えを高める		早期注意情報

※1 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令

※2 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令

④非常時持ち出し品の準備

必要なものがいつでも持ち出せるように準備しましょう。

マスク・体温計・携帯用飲料水・食品（3日分程度）・貴重品（通帳、印鑑、現金など）・救急用品（三角巾、絆創膏、はさみ、消毒液、常備薬）・生理用品・ヘルメットなど頭を保護できるもの・厚手の手袋・衣類（下着、靴下、長袖、長ズボン）・毛布・懐中電灯・携帯ラジオ、予備電池・万能ナイフ・マッチ・使い捨てカイロ・ウェットティッシュ・筆記用具（ノート、鉛筆）

⑤避難場所での心掛け

避難場所での感染症予防を徹底しましょう。

- ・マスクを着用しましょう。また、咳エチケットや、こまめな手洗い、消毒を心掛けましょう。
- ・避難する前に自宅で検温しましょう。発熱や咳などの症状があるときは、事前に申し出ましょう。
- ・避難した人同士が適正な距離を保ちましょう。
- ・避難場所では十分な換気を実施します。暑さや寒さなどへの備えで必要なものは、できるだけ持参しましょう。

問合せ先／総務企画課総務管理室 ☎55-4801